

危険！高速道路の落下物

国土交通省によると主要な高速道路の本線上における落下物の処理件数が年間で345,000件もあることがわかりました。もし高速道路上で物を落としたり、見つけたりした場合はどのようにすればよいのでしょうか？

■高速道路の落下物は・・・

- 1位：プラスチック・布・ビニール類 99,900件
 2位：自動車部品類（タイヤを含む） 33,600件
 3位：木材類 30,900件 となっています。

プラスチック・布・ビニール類・木材類の多くはトラックの荷台や乗用車のルーフキャリアなど、車外に積んでいたものが落下するケースで、固定方法に問題があることがわかっています。



■落下物を生じさせると・・・

『道路交通法 71 条 4 号・積載物の転落・飛散防止措置義務』違反となります。（車両の運転者は、貨物の積載を確実にし、積載物の転落や飛散を防止する措置を講じなければならない。）

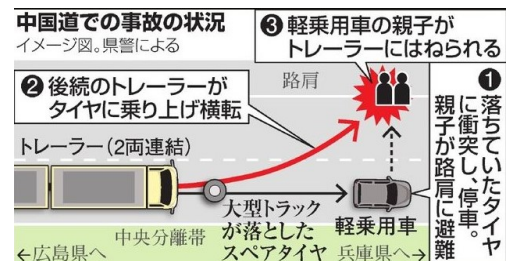
そして、落下物を放置すると『道路交通法 71 条 4 号の 2・転落物の除去義務』違反となります。また、高速道路の場合は『道路交通法 75 条の 10・積載状態等の点検義務』違反も問われます。

■事故事例・・・

岡山県津山市の中国自動車道で 2017 年 10 月 18 日午後 8 時 15 分頃、大型トラックが落としたスペアタイヤに軽自動車衝突、乗っていた母親と娘が路肩に避難していたところ、同じタイヤに乗り上げて横転したトレーラーにはねられ死亡しました。

この事故で大型トラックを所有する運送会社の所長は業務上過失運転致死の疑いで書類送検され、大型トラックの運転手とトレーラーの運転手も自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致死）で書類送検されました。

また、この事故を受けて 2018 年 10 月から、車両の使用者に対し、スペアタイヤの 3 か月ごとの点検が義務付けられました。



■荷物を積載して走行する際は・・・

- * 出発前に車両の整備点検と積荷の固定状況を確認する。
- * 砂利や採石等を運搬する際はシートで覆い、飛散しないようにする。
- * こまめに積荷の固定状態を確認する。
- * 制限速度を守り、スピードを出しすぎない。

■落下物を生じさせたり、落下物を発見したりした場合は・・・

- * サービスエリア・パーキングエリアの係員に伝える。
- * 非常駐車帯に備えられている非常電話から連絡する。（本線上は 1 km 毎に設置）
- * 道路緊急ダイヤル（#9910）にダイヤルして通報する。

